

茅ヶ崎市景観計画
前期（H20～H22）
報告書

目 次

1	目的及び構成	5
(1)	目的	5
(2)	構成	7
2	茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価	15
(1)	特別景観まちづくり地区	17
	茅ヶ崎駅北口周辺地区	17
	茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区	18
	浜見平地区	19
(2)	景観重要公共施設	20
	道路	20
	公園	21
	茅ヶ崎海岸	22
	茅ヶ崎漁港	23
(3)	景観重要建造物	24
	景観重要建造物	24
(4)	景観重要樹木	25
	景観重要樹木	25
(5)	景観計画運用事業	26
	景観模擬実験	26
	景観チェックシート	27
	景観まちづくりアドバイザー	28
	ちがさき景観資源	29
	表彰、支援	30
	地区指定標示板設置	31
(6)	推進体制	32
	（仮称）まちづくりセンター	32
(7)	条例整備	33
	茅ヶ崎市景観条例	33
	（仮称）茅ヶ崎市屋外広告物条例	34
3	満足度評価（市民アンケート）	37
(1)	景観への満足度	38
(2)	景観への関心	39
(3)	緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲	40
(4)	景観阻害要因	41
4	景観ポイントの定点観測	45
(1)	芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺	47
(2)	行谷字広町	48

(3)	松林	49
(4)	鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮	50
(5)	相模川河畔	51
(6)	柳島	52
5	茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申	55
(1)	特別景観まちづくり地区	56
(2)	景観重要公共施設	57
(3)	景観重要建造物	58
(4)	景観重要樹木	59
(5)	景観計画運用事業	60
(6)	推進体制	61
(7)	条例整備	62
(8)	その他	63

1 目的及び構成

1 目的及び構成

(1) 目的

茅ヶ崎市景観計画（計画期間：H20～H29、以下「景観計画」とする。）では、景観まちづくりの目標の達成度を測るために、景観計画 P8-7、8 に示すスケジュールメニューについて計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action）のPDCAサイクルを確立させ、計画の進行管理を行うことが位置付けられています。

「茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）報告書」は、景観計画の前期（H20～H22）の3カ年が経過したことに伴い、計画の進行管理を行うために、計画に基づく施策・事業の実施状況を評価し、報告書としてとりまとめたものです。

表 1 景観計画のスケジュールメニュー（景観計画 P8-7、8 より）

メニュー		前期(H20～H22)	中期(H23～H25)	後期(H26～H29)
地区等の指定	特別景観まちづくり地区	指定		
	茅ヶ崎駅北口周辺地区	指定		
	茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区			必要に応じて指定
	茅ヶ崎駅南口周辺地区			
	辻堂駅西口周辺地区		事業計画との整合性を図りながら指定	
	浜見平地区	指定		
	香川駅周辺地区			事業計画との整合性を図りながら指定
	道路（下記以外）	地域ごとに指定	必要に応じて順次指定	
	国道 134 号 県道茅ヶ崎停車場、同 丸子中山茅ヶ崎 国道 1 号 市道 0210 号線 市道 1673 号線 市道 1675 号線	指定		
	河川			河川整備計画策定後、協議が整い次第指定
相模川				
小出川				
千ノ川				
駒寄川				
公園（下記以外）	地域ごとに指定	必要に応じて順次指定		
中央公園	指定			
県立茅ヶ崎里山公園			完成後、協議が整い次第順次指定	
茅ヶ崎海岸	指定			
茅ヶ崎漁港	指定			
景観重要建造物		抽出～所有者同意が整い次第随時指定		
景観重要樹木		抽出～所有者同意が整い次第随時指定		
景観計画運用事業	景観模擬実験		景観計画施行時から運用	
	景観チェックシート		景観計画施行時から運用	
	景観まちづくりアドバイザー		見直しにより、景観計画施行時から運用	
	ちがさき景観資源		H21.4 から運用	
	表彰、支援		見直しにより、景観計画施行時から運用	
	地区指定標示板設置		指定時に設置	

メニュー		前期(H20～H22)	中期(H23～H25)	後期(H26～H29)
推進体制	景観協議会		必要に応じて設立	
	景観整備機構		事業者団体、市民団体等の状況に応じて指定	
	(仮称)まちづくりセンター	基金の設立を含めた仕組み検討		設立
条例整備	茅ヶ崎市景観条例	公布 (H20.7)	景観計画の見直し等にあわせ改正	
	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例	整理・検討	市条例制定・施行	
評価・更新	景観ポイントの定点観測	情報の蓄積	数年ごとに観測・更新	
	市民満足度調査		数年ごとにアンケート調査等実施	
	茅ヶ崎市景観計画の更新	随時 (H24 中間評価, H29 全体評価)		

(2) 構成

本報告書は、次に示す4つの手法から景観計画の前期の取り組みに対しての進行管理を実施します。

①茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価

茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価では、景観計画P8-7、8のスケジュールに示されたメニューから計画の進行管理を行う「評価・更新」を除いた27事業のうち、前期（H20～H22）に実施すべき事項が位置付けられている18事業を対象とし、それぞれの事業への取り組みを市が評価します。

表 2 茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価の対象事業

施 策		事 業
地区等の指定	特別景観 まちづくり地区	茅ヶ崎駅北口周辺地区
		茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区
		浜見平地区
	景観重要 公共施設	道路
		公園
		茅ヶ崎海岸
		茅ヶ崎漁港
	景観重要建造物	景観重要建造物
	景観重要樹木	景観重要樹木
	景観計画 運用事業	景観模擬実験
景観チェックシート		
景観まちづくりアドバイザー		
ちがさき景観資源		
表彰、支援		
地区指定標示板設置		
推進体制	(仮称) まちづくりセンター	
条例整備	茅ヶ崎市景観条例	
	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例	
		評価を行う事業

②満足度評価（市民アンケート）

景観の評価は個人の価値観に基づく心理的な要素が主となるので、景観自体を定量的に評価することは難しいといえます。景観計画では「茅ヶ崎市の景観について市民がどのように感じているかを市政アンケート等を活用して時系列的に計り、その数値を景観まちづくりの目標値設定に活用し、景観に対する満足度評価」を行うことが位置付けられています。

満足度評価（市民アンケート）では、景観計画で景観まちづくりの評価指標として位置付けられている「景観に関心がある／ある程度関心がある人の割合」、「緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲」、「景観阻害要因 ゴミ・落書き」、「景観阻害要因 放置自転車」、「景観阻害要因 乱立した広告・看板」の5項目、及び「景観に対する満足度」の合計6項目について、市民を対象にしたアンケート調査を実施し、景観に対する市民の意識の変化を評価します。

表 3 景観計画で位置付けられた景観まちづくりの評価指標及び目標

評価指標		目標値（H29）
景観に「満足している/どちらかという満足している」人の割合*		- *
景観に「関心がある/ある程度関心がある」人の割合		H18年度値 (86.4%)を維持
緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲 「参加したい」人の割合		10%以上
景観 阻害 要因	「ゴミ・落書き」を景観阻害要因と感じる人の割合	45.5%以下 〔H18値の5% 以上の減少〕
	「放置自転車」を景観阻害要因と感じる人の割合	19.6%以下 〔H18値の5% 以上の減少〕
	「乱立した広告・看板」を景観阻害要因と感じる人の割合	13.7%以下 〔H18値の5% 以上の減少〕

※景観に「満足している/どちらかという満足している」人の割合は、景観計画で景観まちづくりの評価指標としては設定されていないが、景観計画の本文で「満足度評価を行う」ことが位置付けられているため、本報告書での評価指標として追加しました。そのため目標値の設定がありません。

③景観ポイントの定点観測

景観計画では「各景観ゾーンに設けた景観ポイントを景観まちづくりの評価地点として位置付け、ポイントごとに1箇所以上の写真撮影を行い、定点観測により景観の経年変化を評価」とすると共に、「各ポイント景観形成方針に基づき、その達成度を視覚的に判断するとともに、成果に至るまでの市民・事業者・行政の取り組みを整理」することを位置付けています。

景観ポイントの定点観測では、各景観ポイント（全27箇所）における市民、事業者、行政による活動を整理するとともに、それらの活動により景観に変化の生じた箇所については、景観計画施行時（H20）の写真とH22年度末の写真の比較を行い、景観ポイントごとの景観形成方針の達成度を把握します。

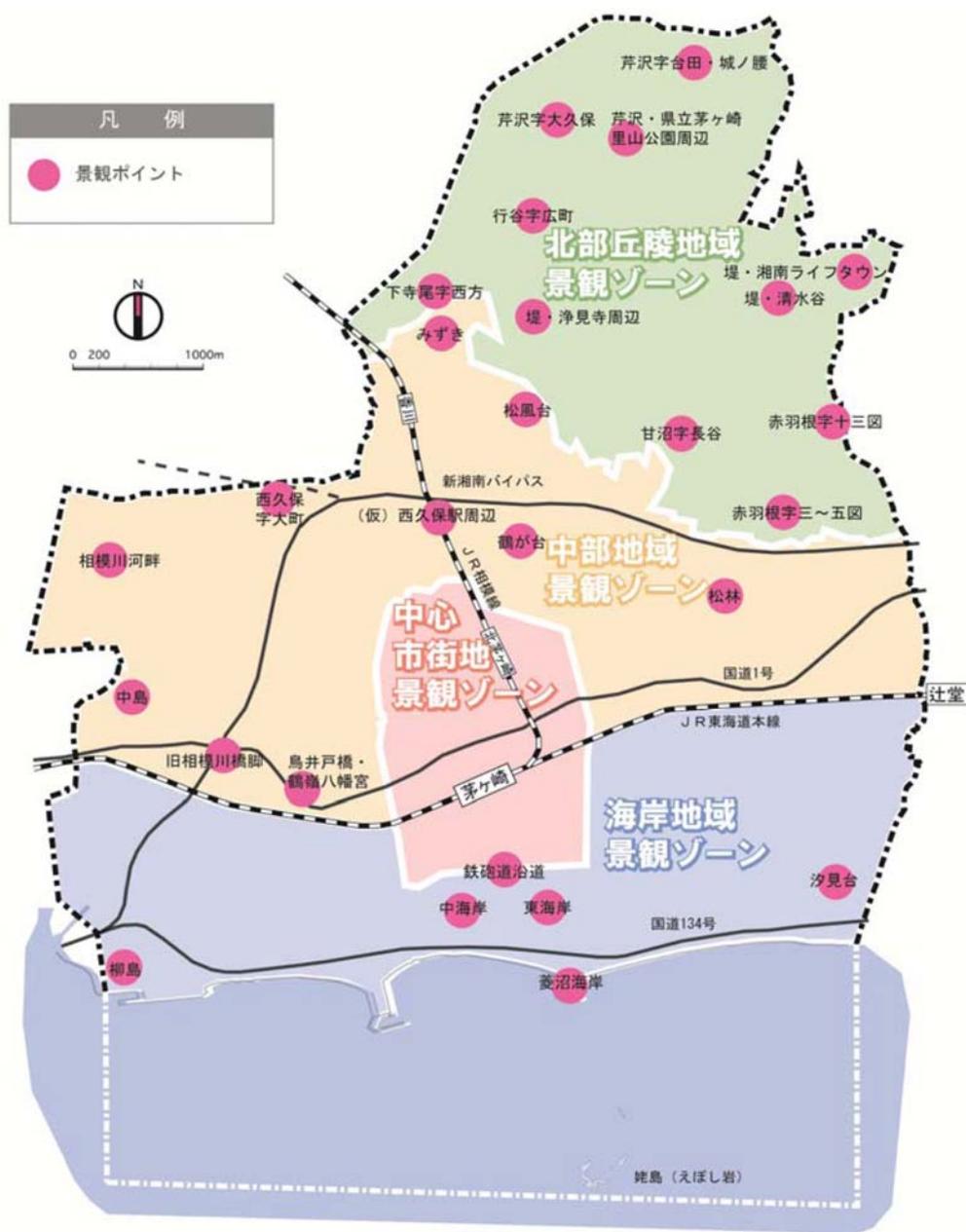


図 1 景観ポイントの位置（景観計画P2-4より）

※景観ポイント：景観ゾーンや景観ベルトに包含され、ゾーンやベルトの特質をよく表している特徴的な地点

表 4 景観ポイントごとの景観形成方針

	景観ポイント	景観形成方針		景観ポイント	景観形成方針
北部丘陵地域景観ゾーン	芹沢字台田・城ノ腰	谷戸の自然全体の保全	中部地域景観ゾーン	西久保字大町	水辺を中心としたみどりに囲まれた景観の形成
	芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺	みどりの自然拠点としての景観の保全と創出		鶴が台	成熟したみどりとともにある住宅地景観の形成
	芹沢字大久保	文教福祉施設と調和した自然景観の形成		松林	市街地と一体となった田園景観の形成
	行谷字広町	田園と水辺を活かしたみどりの景観の形成		旧相模川橋脚	水辺の環境を活かした歴史文化ポイントの景観の形成
	下寺尾字西方	歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成		鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮	茅ヶ崎の歴史文化を活かした景観の再生
	堤・浄見寺周辺	田園緑地を活かしたみどりの景観の形成		相模川河畔	みどり豊かな水辺景観の形成
	堤・清水谷	市民の森を活かしたみどりの景観の形成		中島	農地の保全と眺望に配慮した景観の形成
	堤・湘南ライフタウン	成熟した住宅地の景観の形成		中海岸	公園と一体となったレクリエーション・防災に役立つみどりの景観の形成
	赤羽根字十三区	多様なみどりの自然景観の形成		東海岸	既存のみどりや建物を活かした旧別荘地らしい住宅地の景観の形成
	甘沼字長谷	みどりの自然拠点としての景観の形成		鉄砲道沿道	散策やサイクリングが楽しくできるおしゃれな沿道の景観の形成
赤羽根字三～五区	斜面緑地を活かしたみどりの景観の形成	汐見台	公園と一体となったみどりの景観の形成		
中部地域景観ゾーン	みずき	水辺や緑道を活かした明るい住宅地景観の形成	海岸地域景観ゾーン	柳島	環境緑地の創出によるみどりの景観の形成
	松風台	丘陵地のみどりと調和した住宅地景観の質の維持		菱沼海岸	自然環境再生・景観の修復
	(仮)西久保駅周辺	みどり豊かで落ちつきある駅前景観の形成			

④茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申

茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申では、市による「茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価」を踏まえ、茅ヶ崎市景観まちづくり審議会（以下「景観まちづくり審議会」とする。）が景観計画P8-7、8のスケジュールメニューに前期（H20～H22）に実施することが位置付けられている施策のうち、計画の進行管理を行う「評価・更新」を除いた施策を対象とし、市の取り組みに対する検証を行います。施策の検証は、市による茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）報告書（案）に対する諮問への答申により行うこととします。

表 5 景観まちづくり審議会による検証の対象施策

施 策		事 業
地区等の指定	特別景観 まちづくり地区	茅ヶ崎駅北口周辺地区
		茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区
		浜見平地区
	景観重要 公共施設	道路
		公園
		茅ヶ崎海岸
		茅ヶ崎漁港
	景観重要建造物	景観重要建造物
	景観重要樹木	景観重要樹木
	景観計画 運用事業	景観模擬実験
景観チェックシート		
景観まちづくりアドバイザー		
ちがさき景観資源		
表彰、支援		
	地区指定標示板設置	
推進体制	(仮称) まちづくりセンター	
条例整備	茅ヶ崎市景観条例	
	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例	
検証を行う施策		

2 茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価

2 茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価

茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価では、前期実施事業として位置付けられた18事業を対象とし、事業への取り組み状況を把握した上で市による評価を実施しました。事業の実施状況の把握及び評価は11ページに示す進行管理表により行いました。

表 6 茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価一覧

施策	事業	前期実績に対する評価	該当ページ	
地区等の指定	特別景観 まちづくり地区	茅ヶ崎駅北口周辺地区	A	17
		茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区	A	18
		浜見平地区	A	19
	景観重要 公共施設	道路	B	20
		公園	B	21
		茅ヶ崎海岸	A	22
		茅ヶ崎漁港	A	23
	景観重要建造物	景観重要建造物	B	24
	景観重要樹木	景観重要樹木	A	25
	景観計画 運用事業	景観模擬実験	A	26
景観チェックシート		A	27	
景観まちづくりアドバイザー		A	28	
ちがさき景観資源		A	29	
表彰、支援		B	30	
地区指定標示板設置		A	31	
推進体制	(仮称) まちづくりセンター	B	32	
条例整備	茅ヶ崎市景観条例	A	33	
	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例	A	34	

※前期実績に対する評価は、次の基準により評価した。

A：達成できた、B：一部達成できた、C：達成できなかった

事業の実施状況の把握及び評価は、次に示す進行管理表で行うこととし、進行管理表のそれぞれの項目で示す内容は次のとおりとしました。

表 7 進行管理表の例

事業の進行状況				
事業名	茅ヶ崎駅北口周辺地区			
事業概要	<p>茅ヶ崎駅北口周辺地区は H13 年に茅ヶ崎市景観まちづくり条例に基づき、特別景観まちづくり地区に指定され、その後 H17 年にそのうちの商業街区にのみ建築物等の基準を定め、茅ヶ崎市景観まちづくり条例に基づく規制・誘導を実施してきました。</p> <p>本事業では、特別景観まちづくり地区内での建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為に対し、景観法に基づく規制・誘導を行うため、景観法の委任条例である特別景観まちづくり地区を指定するとともに、商業街区の基準を位置付け、併せて東海道街区、行政文化街区に対し茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区の全域において景観等及び開発行為の規制・誘導を行います。</p>			
活動目標	特別景観まちづくり地区の指定			
スケジュール	前期 (H20～H22)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H29)	
	<p>予定</p> <p>指定</p>	<p>景観計画に示されているスケジュールを元に前期期間での事業の目標を記載します。</p>		
実績	<p>H20.10.1 茅ヶ崎市景観条例に基づく特別景観まちづくり地区の指定</p> <p>H20.10.1 東海道街区、行政文化街区への景観形成基準の設定</p>			
	<p>届出の審査</p> <p>景観重要道路への植樹</p>		<p>事業及び付帯する取り組み実績を時系列で記載します。</p>	
実施状況	<p>[H20]</p> <ul style="list-style-type: none"> H20年10月1日付けで茅ヶ崎市景観条例に基づく特別景観まちづくり地区に指定 H20年10月1日付けで商業街区に適用されていた基準を景観法第8条に基づく景観形成基準として設定、東海道街区、行政文化街区にも景観法第8条に基づく景観形成基準を新規に設定 			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費
事業遂行上の課題	<p>活動目標の達成状況を3段階で評価しま</p> <p>事業に要した費用を記載します。事業費を要さない場合には空欄となります。</p>			
付帯する取り組みの実施状況				
<p>[特別景観まちづくり地区内の届出の審査]</p> <p>景観法に基づく届出の審査を通して、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の取り組み実績：7件 (H20：1件、H21：2件、H22：4件)</p>				
<p>[景観重要道路への街路樹植樹]</p> <p>景観重要道路に指定されている茅ヶ崎中央通り、元町新栄町線に街路樹を植樹</p> <p>取り組み実績：4箇所 (H20：1箇所、H21：3箇所)</p> <p>事業費：1,857千円 (H20：420千円、H21：1,437千円)</p>				
<p>当該事業に関連して実施される取り組みの概要及びその実施状況を記載します。事業費を要しているものについては、事業費も記載します。</p>				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出の審査を行い、継続して建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導 地区内の道路への緑化等の実施 				
<p>当該事業及び付帯して実施する取り組みの今後の実施予定を示します。</p>				

(1) 特別景観まちづくり地区

茅ヶ崎駅北口周辺地区

事業の進行状況				
事業名	茅ヶ崎駅北口周辺地区			
事業概要	<p>茅ヶ崎駅北口周辺地区は H13 年に茅ヶ崎市景観まちづくり条例に基づき、特別景観まちづくり地区に指定され、その後 H17 年にそのうちの商業街区にのみ建築物等の基準を定め、茅ヶ崎市景観まちづくり条例に基づく規制・誘導を実施してきました。</p> <p>本事業では、特別景観まちづくり地区内での建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為に対し、景観法に基づく規制・誘導を行うため、景観法の委任条例である茅ヶ崎市景観条例に基づき、特別景観まちづくり地区を指定するとともに、商業街区の基準を景観法第8条に基づく景観形成基準として位置付け、併せて東海道街区、行政文化街区に対してもそれぞれ新規に景観形成基準を設定し、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区の全域において景観法に基づく建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導を行います。</p>			
活動目標	特別景観まちづくり地区の指定			
スケジュール	前期 (H20～H22)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H29)	
	<p>予定</p> <p>指定</p>			
実績	<p>H20.10.1 茅ヶ崎市景観条例に基づく特別景観まちづくり地区の指定</p> <p>H20.10.1 東海道街区、行政文化街区への景観形成基準の設定</p> <p>届出の審査</p> <p>景観重要道路への植樹</p>			
実施状況	<p>[H20]</p> <ul style="list-style-type: none"> H20年10月1日付けで茅ヶ崎市景観条例に基づく特別景観まちづくり地区に指定 H20年10月1日付けで商業街区に適用されていた基準を景観法第8条に基づく景観形成基準として設定、東海道街区、行政文化街区にも景観法第8条に基づく景観形成基準を新規に設定 			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費
事業遂行上の課題	—			
付帯する取り組みの実施状況				
<p>[特別景観まちづくり地区内の届出の審査]</p> <p>景観法に基づく届出の審査を通して、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導の実施 取り組み実績： 7件 (H20：1件、H21：2件、H22：4件)</p> <p>[景観重要道路への街路樹植樹]</p> <p>景観重要道路に指定されている茅ヶ崎中央通り、元町新栄町線に街路樹を植樹 取り組み実績：4箇所 (H20：1箇所、H21：3箇所) 事業費：1,857千円 (H20：420千円、H21：1,437千円)</p>				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出の審査を行い、継続して建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導 地区内の道路への緑化等の実施 				

茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区

事業の進行状況					
事業名	茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区				
事業概要	<p>茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区は、今後の都市形成の中で重要な位置を占めており、集中的に景観形成をなすべき領域として茅ヶ崎市景観計画に位置付けられています。また、地区内の土地利用を計画的かつ円滑に進めていくための指針として茅ヶ崎海岸グランドプランがH19年に策定されました。</p> <p>地区内の良好な景観の形成を図るため、本地区を特別景観まちづくり地区として指定し、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画（H20年策定）に位置付けられた基準を景観形成基準として茅ヶ崎市景観計画に位置付け、景観法に基づく建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導を行います。</p>				
活動目標	特別景観まちづくり地区の指定				
スケジュール	前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）		
	<p>予定</p>	<p>実績</p>			
実施状況	<p>[H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者、地域住民対象とした説明会を8回開催 <p>[H22]</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント手続きの実施（意見公募期間：8月3日～9月2日） 特別景観まちづくり地区指定に伴う茅ヶ崎市景観条例の改正（H22年12月） 地区指定の説明会の開催（パブリックコメント時：3回、施行前：3回） 茅ヶ崎市景観条例に基づく特別景観まちづくり地区に指定（H23年4月1日告示） 				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	1,491千円
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
<p>[茅ヶ崎漁港・海水浴場周辺地区の歴史と賑わいの景観まちづくり推進事業]</p> <p>本市の景観形成への取り組みを啓発することを目的とし、国土交通省による地域景観づくり緊急支援事業としてTシャツアート展、竹垣設置、らくがき消しの3つのイベントを市民との協働により実施</p> <p>Tシャツアート展（実施日時：H22年1月2、3日、来場人数：約4,900人、参加人数：250人）</p> <p>竹垣設置（実施日時：H21年12月5日、参加人数：39人）</p> <p>らくがき消し（実施日時：H21年12月5日、参加人数：28人）</p> <p>海水浴場区域内に設置されていた電柱の除却：6本</p> <p>事業費：8,605千円</p>					
今後のスケジュール					
<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出の審査を行い、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為を規制・誘導 特別景観まちづくり地区周知のための表示板の設置 					

浜見平地区

事業の進行状況					
事業名	浜見平地区				
事業概要	<p>浜見平地区には旧日本住宅公団により建設された浜見平団地があり、豊かな自然環境が残る郊外型の住宅地として成り立っています。都市再生機構による浜見平団地の建替計画に伴い、浜見平地区の景観形成の指針となる浜見平地区都市デザインガイドラインをH20年に策定しました。</p> <p>地区内の良好な景観の形成を図るため、本地区を特別景観まちづくり地区として指定し、浜見平地区都市デザインガイドラインの内容を景観形成基準として茅ヶ崎市景観計画に位置付け、景観法に基づく建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導を行います。</p>				
活動目標	特別景観まちづくり地区の指定				
スケジュール	前期 (H20～H22)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H29)		
	予定				
	実績	 			
実施状況	<p>[H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者、地域住民対象とした説明会の開催 <p>[H22]</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント手続きの実施（意見公募期間：8月3日～9月2日） 特別景観まちづくり地区指定に伴う茅ヶ崎市景観条例の改正（H22年12月） 地区指定の説明会の開催（パブリックコメント時：3回、施行前：3回） 茅ヶ崎市景観条例に基づく特別景観まちづくり地区に指定（H23年4月1日告示） 				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	1,491千円
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
<p>[浜見平団地建て替え計画の審査] 浜見平団地（建替）1期景観計画の審査、及び景観まちづくり審議会への諮問</p> <p>[左富士通りの整備] 左富士通りの電線類の地中化を実施（H22～）</p> <p>[松尾川雨水幹線の整備] 地区の東側を流れる松尾川雨水幹線を暗渠化し、上部を緑道として整備（H21～）</p>					
今後のスケジュール					
<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出の審査を行い、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導 左富士通りの電線類の地中化の実施 松尾川雨水幹線の緑道化の実施 					

(2) 景観重要公共施設

道路

事業の進行状況				
事業名	道路（景観重要公共施設）			
事業概要	<p>道路とその周辺の建築物等や自然景観とが一体となった良好な景観形成を進めることため、景観計画区域内における良好な景観の形成に重要な道路を景観重要公共施設（道路）として指定し、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができます。</p> <p>茅ヶ崎市では、なぎさベルトの位置する国道134号及び茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内の国道1号、県道茅ヶ崎停車場・同丸子中山茅ヶ崎、市道0210号線、市道1673号線、市道1675線を景観重要公共施設（道路）として指定し、「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を定めると共に、それ以外の道路については地域ごとに指定を検討し、良好な景観の形成を図ります。</p>			
活動目標	景観重要公共施設（道路）の指定			
スケジュール	前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）	
	<p>予定</p> <p>国道134号、県道茅ヶ崎停車場・同丸子中山茅ヶ崎、国道1号、市道0210号線の一部、市道1673号線、市道1675号線を指定</p> <p>上記以外は地域ごとに指定</p> <p>必要に応じて順次指定</p>			
	<p>実績</p> <p>H20.10.1 国道134号、県道茅ヶ崎停車場・同丸子中山茅ヶ崎、国道1号、市道0210号線の一部、市道1673号線、市道1675号線を指定</p> <p>占用物件等の事前確認</p>			
実施状況	<p>[H20]</p> <ul style="list-style-type: none"> H20年10月1日付けで景観計画の施行に伴い、国道134号、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内の国道1号、県道茅ヶ崎停車場・同丸子中山茅ヶ崎、市道0210号線の一部、市道1673号線、市道1675号線を景観重要公共施設（道路）として指定 			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 新規の指定を行うために、指定を行うための取り組みの流れを整理し、それに沿った取り組みを行う必要がある。 			
付帯する取り組みの実施状況				
<p>[景観重要公共施設の整備に関する事項の適用]</p> <p>景観重要公共施設（道路）の管理者が実施するインターロッキングの変更や自転車レーンの整備等に際し、適宜道路管理者と協議を実施</p> <p>[景観重要公共施設の占用許可基準の適用]</p> <p>景観重要公共施設（道路）の占有者に対し、占用許可申請の事前確認により、景観計画に位置付けられた占用許可基準への適合の審査を実施</p> <p>審査件数：2件（H20：2件、H21：0件、H22：0件）</p>				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> 新規の指定を行うための取り組みの流れ整理及びそれに沿った取り組みの実施 指定済みの景観重要公共施設の整備に伴う道路管理者との協議、及び占用許可申請に事前確認による占用物件の審査 				

公園

事業の進行状況				
事業名	公園（景観重要公共施設）			
事業概要	<p>公園とその周辺の建築物等や自然景観とが一体となった良好な景観形成を進めるため、景観計画区域内における良好な景観の形成に重要な公園を景観重要公共施設（公園）として指定し、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができます。</p> <p>茅ヶ崎市では、中央公園、県立茅ヶ崎里山公園を景観重要公共施設（公園）として指定し、「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を定めると共に、それ以外の公園については地域ごとに指定を検討し、良好な景観の形成を図ります。</p>			
活動目標	景観重要公共施設（公園）の指定			
スケジュール	前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）	
	予定 	必要に応じて順次指定		
	実績 			
実施状況	[H20] ・ H20年10月1日付けでの景観計画の施行に伴い、中央公園を景観重要公共施設（公園）として指定			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 —
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 県立茅ヶ崎里山公園は公園の整備が完了していないため、整備に関する事項や占用等の許可の基準の設定が困難 新規の指定を行うために、指定を行うための取り組みの流れを整理し、それに沿った取り組みを行う必要がある。 			
付帯する取り組みの実施状況				
[景観重要公共施設の整備に関する事項の適用] 整備に関する事項の適用なし [景観重要公共施設の占用許可基準の適用] 占用許可基準の適用なし				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> 新規の指定を行うための取り組みの流れ整理及びそれに沿った取り組みの実施 指定済みの景観重要公共施設の整備に伴う公園管理者との協議、及び占用許可申請に事前確認による占用物件の審査 				

茅ヶ崎海岸

事業の進行状況					
事業名	茅ヶ崎海岸				
事業概要	<p>海岸とその周辺の建築物等や自然景観とが一体となった良好な景観形成を進めるため、景観計画区域内における良好な景観の形成に重要な海岸を景観重要公共施設（海岸）として指定し、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができます。</p> <p>茅ヶ崎市では、茅ヶ崎海岸を景観重要公共施設（海岸）として指定し、「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を定めることにより、良好な景観の形成を図ります。</p>				
活動目標	景観重要公共施設（海岸）の指定				
スケジュール	前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）		
	予定  茅ヶ崎海岸を指定 実績  H20.10.1 茅ヶ崎海岸を指定  占用物件等の事前確認				
実施状況	[H20] ・ H20年10月1日付けで景観計画の運用の施行に合わせて、茅ヶ崎海岸を景観重要公共施設（海岸）として指定				
前期実績に対する評価	<input checked="" type="checkbox"/> A 達成できた	<input type="checkbox"/> B 一部達成できた	<input type="checkbox"/> C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
[景観重要公共施設の整備に関する事項の適用] 景観重要公共施設（海岸）の管理者が実施するサイクリング道路の標識の設置、砂防林の防風ネット設置、避難誘導のための電光掲示板の設置等に際して海岸管理者と協議を実施					
[景観重要公共施設の占用許可基準の適用] 景観重要公共施設（海岸）の占用者に対し、占用許可申請の事前確認により、景観計画に位置付けられた占用許可基準への適合の審査を実施 審査件数：3件（H20：0件、H21：2件、H22：1件）					
今後のスケジュール					
・ 指定済みの景観重要公共施設の整備に伴う海岸管理者との協議、及び占用許可申請に事前確認による占用物件の審査					

茅ヶ崎漁港

事業の進行状況					
事業名	茅ヶ崎漁港				
事業概要	<p>漁港とその周辺の建築物等や自然景観とが一体となった良好な景観形成を進めるため、景観計画区域内における良好な景観の形成に重要な漁港を景観重要公共施設（漁港）として指定し、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができます。</p> <p>茅ヶ崎市では、茅ヶ崎漁港を景観重要公共施設（漁港）として指定し、「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を定めることにより、良好な景観の形成を図ります。</p>				
活動目標	景観重要公共施設（漁港）の指定				
スケジュール	前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）		
	予定  茅ヶ崎漁港を指定 実績  H20.10.1 茅ヶ崎漁港を指定  占用物件等の事前確認				
実施状況	[H20] ・ H20年10月1日付けで景観計画の施行に伴い、茅ヶ崎漁港を景観重要公共施設（漁港）として指定				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
[景観重要公共施設の占用許可基準の適用] 景観重要公共施設（漁港）の占用者に対し、景観計画に位置付けられた占用許可基準への適合の審査 審査件数：4件（H20：0件、H21：2件、H22：2件）					
今後のスケジュール					
・ 指定済みの景観重要公共施設の整備に伴う漁港管理者との協議、及び占用許可申請に事前確認による占用物件の審査					

(3) 景観重要建造物

景観重要建造物

事業の進行状況					
事業名	景観重要建造物				
事業概要	別荘地の雰囲気を残す建物や旧街道の景観を色濃く残す建築物等の茅ヶ崎らしい景観を構成する要素となっている建造物を保全するため、景観法に基づく景観重要建造物として指定します。景観重要建造物に指定されると増築、改築又は外観の変更等の現状変更をする際には市長の許可を受けなければなりません。一方、現状変更を行う場合には、それに要する費用の一部（500万円を限度に事業費の1/2を上限）が補助されます。				
活動目標	景観重要建造物の指定				
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）		後期（H26～H29）
	予定	抽出～所有者同意が整い次第随時指定			
実績	<p>候補対象の把握</p> <p>実測調査の実施</p> <p>H20.9.8 ちがさき文化景観祭 '08の実施</p> <p>H21.10.25 ちがさき文化景観祭 '09の実施</p> <p>H22.7.31 第1回文化景観セミナーの実施</p> <p>H23.1.29 第2回文化景観セミナーの実施</p>				
実施状況	<p>[H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎の文化景観を育む会との協働推進事業を活用し、市内に残る歴史ある建造物リストの作成（74件）、及び建造物所有者を対象としたアンケート調査を実施 <p>[H22]</p> <ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎の文化景観を育む会との協働推進事業を活用し、歴史ある建造物2件の実測調査を実施 <p>事業費：400千円</p> <p>H22年度末で指定実績なし</p>				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	400千円
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 歴史ある建造物リストの充実 歴史ある建造物及び保全制度に対する所有者の理解 所有者の意向及び相続予定者の意向を踏まえた上での事業の遂行 				
付帯する取り組みの実施状況					
<p>[歴史ある建造物の周知]</p> <p>茅ヶ崎の文化景観を育む会との協働推進事業において、次のとおり歴史ある建造物の周知を図る取り組みを実施</p> <p>H20 「ちがさき文化景観祭'08～茅ヶ崎らしさの「継承」と「創造」～」の実施 概要：まち歩き（南湖院及び藤間邸、又は旧鉄砲道沿いに点在する歴史ある建造物）、シンポジウム</p> <p>H21 「ちがさき文化景観祭'09～伝える、つなげる茅ヶ崎の文化景観～」の実施 概要：歴史ある建造物バスツアー、シンポジウム</p> <p>H22 第1回文化景観セミナー 「歴史ある建造物とまちづくり」 講師：河東義之氏（小山高専名誉教授） 第2回文化景観セミナー 「歴史ある建造物に“住まう”」 講師：村川夏子氏、角田博之氏 事業費：1,633千円</p> <p>[歴史ある建造物の保全に向けた取り組み]</p> <p>神奈川県主催の邸園（歴史的建造物）保全活用推進員（ヘリテージマネージャー）の養成講習への参加</p>					
今後のスケジュール					
<ul style="list-style-type: none"> 歴史ある建造物リストの充実 指定対象建造物の抽出、所有者への説明、実測調査 					

(4) 景観重要樹木
景観重要樹木

事業の進行状況				
事業名	景観重要樹木			
事業概要	<p>地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木、茅ヶ崎の良好な景観形成に取り組む上で重要な位置・場所にある樹木等を保全するために、景観法に基づく景観重要樹木を指定します。</p> <p>景観重要樹木に指定されると伐採等の現状変更をする際には市長の許可を受けなければなりません。一方、現状変更を行う場合には、それに要する費用の一部（10万円を限度に事業費の1/2を上限）が補助されます。</p>			
活動目標	景観重要樹木の指定			
スケジュール	前期 (H20～H22)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H29)	
	予定	抽出～所有者同意が整い次第随時指定		
実績	候補の抽出	H22.3.26 景観重要樹木2件を指定	候補の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 表示板の設置 ▶ 景観重要樹木維持管理費の補助
実施状況	<p>[H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> • H22年3月26日付けで鶴嶺八幡のイチョウと菱沼八王子神社のタブノキの2件を景観重要樹木に指定 <p>[H22]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 景観重要樹木の指定に向けた候補（小出小学校のクスノキと本村のタブノキ）の抽出 			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 ー
事業遂行上の課題	ー			
付帯する取り組みの実施状況				
<p>[指定候補の抽出]</p> <p>H21年度の指定に向けた取り組みとして次のスケジュールで候補樹木の抽出を実施</p> <p>H21年6月～7月 お気に入りの樹木の写真を市民より募集、98件の応募</p> <p>H21年8月 募集した写真の樹木を対象に、お気に入りの樹木の投票を実施。3日間で479人が投票</p> <p>H21年10月 上位16件の樹木を対象に、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館検討委員に対し、自然特性等からの特徴の評価を依頼</p> <p>H22年度の指定に向けた取り組みとして、次のスケジュールで候補樹木の抽出を実施</p> <p>H22年6月～7月 お気に入りの樹木の写真を市民より募集、50件の応募</p> <p>H22年8月 募集した写真の樹木を対象に、お気に入りの樹木の投票を実施。4日間で506人が投票</p> <p>H22年10月 上位10件の樹木を対象に、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会に対し、自然特性等からの特徴の評価を依頼</p> <p>[その他]</p> <p>景観重要樹木の表示板を設置（2件） 事業費：17千円</p> <p>景観重要樹木維持管理費の補助 事業費：15千円</p>				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> • 景観重要樹木維持管理費の補助 • 指定済みの景観重要樹木を活かす活動の実施 • 市内のそれぞれの地域から景観重要樹木候補が抽出される仕組みの検討 				

(5) 景観計画運用事業

景観模擬実験

事業の進行状況				
事業名	景観模擬実験			
事業概要	<p>良好な景観の形成を行うため、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建築等及び開発行為を景観法の届出対象行為として設定しています。景観法の届出対象行為を行う場合には、景観模擬実験（景観シミュレーション）による事前検証を行い、届出者は景観に与える影響を合成写真、模型、パルーン、イメージパス等を使って検証した結果を景観法の届出資料として添付するよう、茅ヶ崎市景観条例に規定します。</p> <p>特に、景観計画から位置付けた眺望点（視点場）や景観重要建造物の指定時に設定した視点場からの景観を保全するため、景観模擬実験を活用します。</p>			
活動目標	茅ヶ崎市景観条例に景観模擬実験の結果を景観法の届出の添付資料とすることを規定			
スケジュール		前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）
	予定			
	実績	 		
実施状況	<p>[H20]</p> <ul style="list-style-type: none"> • H20年10月1日付けの景観計画及び茅ヶ崎市景観条例の施行に伴い、景観法に基づく届出の添付書類として景観模擬実験の結果報告書の提出を規定し、事業者に対し景観模擬実験の実施を義務付け • 実施件数：262件（H20年度：39件、H21年度：96件、H22年度：127件） • 景観模擬実験結果等に基づき、街路への植栽の増加、シンボルツリーの植栽、携帯電話基地局などの極端に高いアンテナの高さの抑制等の計画変更への誘導を開始 <p>[H22]</p> <ul style="list-style-type: none"> • H22年11月30日に浜見平団地建て替え計画にあたり、歩道及び歩道状空地整備の実大模型を作成し、周囲の景観への適合状況の確認を実施 			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費
事業遂行上の課題	—			
付帯する取り組みの実施状況				
特になし				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> • 景観法に基づく届出の中で、景観模擬実験の結果の審査を行い、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為を規制・誘導 				

景観チェックシート

事業の進行状況					
事業名	景観チェックシート				
事業概要	景観法に基づく届出の審査にあつては、その届出内容が景観形成基準に沿ったものかどうかの判定が必要となります。また、事業者は、計画の内容が景観形成基準に照らし合わせて周辺景観との調和に配慮したものといえるのかどうかを検討しつつ、計画をすすめる必要があります。そこで、景観チェックシートをその判定と事業者が景観形成基準の理解することを助けるツールとして利用します。				
活動目標	景観チェックシートを景観法の届出添付資料とする				
スケジュール	前期 (H20~H22)	中期 (H23~H25)	後期 (H26~H29)		
	予定	景観計画施行時から運用			
	実績	H20.10.1から運用			
実施状況	<p>[H20]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月1日付けで景観計画及び茅ヶ崎市景観条例の施行に併せて、景観法の届出の添付資料として景観チェックシートの提出を開始 実施件数：262件 (H20年度：39件、H21年度：96件、H22年度：127件) 事前相談時にチェックシートを活用したセルフチェックにより、景観形成基準への指導・調整 				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
特になし					
今後のスケジュール					
<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出の中で、景観チェックシートの結果を確認し、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導 					

景観まちづくりアドバイザー

事業の進行状況					
事業名	景観まちづくりアドバイザー				
事業概要	<p>景観まちづくりアドバイザーは、景観まちづくり協議会又は景観まちづくり市民団体への専門家の派遣を目的とし H12 年施行の茅ヶ崎市景観まちづくり条例に位置付けられ、運用をしてきました。一方で、市が実施主体となる公共工事へも景観まちづくりアドバイザーを派遣することにより、良好な景観の形成に寄与する公共施設の整備が求められています。</p> <p>景観まちづくりアドバイザーについては専門家の充実を図るとともに、公共事業への派遣も可能となるよう制度改正を行い、景観まちづくりアドバイザー制度の浸透・充実を図ります。</p>				
活動目標	景観まちづくりアドバイザーの派遣				
スケジュール		前期 (H20～H22)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H29)	
	予定	見直しにより、景観計画施行時から運用			
実績	見直し	H21.4.1から運用			
実施状況	<p>[H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> • H21年4月1日付けで茅ヶ崎市景観まちづくりアドバイザー要綱施行 • H21年4月1日付けで景観まちづくりアドバイザー（9名）の委嘱 • 景観まちづくりアドバイザーの派遣（公共事業への派遣：14回、市民団体への派遣：1回） <p>[H22]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 景観まちづくりアドバイザーの派遣（公共事業への発見：1回） 				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	561千円
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
<p>[景観まちづくり審議会との関係]</p> <p>景観まちづくり審議会での審議に先立って専門的な協議を要する案件に対し、事前に景観まちづくりアドバイザーのアドバイスを求めることができるよう、H21年4月1日付けで茅ヶ崎市景観まちづくり審議会事務処理要領を改正</p> <p>[公共事業への活用]</p> <p>公共建築の景観まちづくりに関する事前協議の手引きを策定し、関係課に対し景観まちづくりアドバイザーの活用を周知</p>					
今後のスケジュール					
<ul style="list-style-type: none"> • 公共事業への派遣及び景観まちづくり市民団体への派遣を継続して実施 • H23年4月1日付けで任期満了に伴う景観まちづくりアドバイザーの委嘱。住民協定の締結を目指している市民団体へのアドバイスを充実させるため、住民協定の締結手法等の地区の住環境の保全の知見を持つ専門家を委嘱 					

ちがさき景観資源

事業の進行状況				
事業名	ちがさき景観資源			
事業概要	茅ヶ崎市域に現存する歴史的あるいは由緒ある建造物（建築物や工作物）、市内各地でまちのシンボルとなっている樹林・樹木、その他茅ヶ崎らしい景観を構成する要素のうち、特に景観の質を高めていると見られる要素については、「ちがさき景観資源」としての指定を検討します。指定は、景観まちづくり審議会の意見を聞いた上で行います。ちがさき景観資源の選定は、市民による発掘、推薦を基本とし、指定方針は景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針に準じます。			
活動目標	ちがさき景観資源の指定			
スケジュール	前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）	
	予定	H21.4から運用		
	実績	候補の抽出	指定	候補の抽出
実施状況	<p>[H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> H22年3月26日付けでちがさき景観資源として、鶴嶺八幡宮参道の松並木、旧相模川橋脚のソメイヨシノ、腰掛神社の樹叢、鶴嶺小学校のカイズカイブキとソメイヨシノ、勘重郎掘のシノキの5件を指定 <p>[H22]</p> <ul style="list-style-type: none"> ちがさき景観資源の指定に向けた候補（松尾大神のタブノキとイチョウ）の抽出 			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に示した景観資源の種類のうち「みどり」については指定を行ったが、他の種類については未着手であり、表彰制度と棲み分けを行った上で、指定を進める必要がある。 			
付帯する取り組みの実施状況				
<p>[指定候補の抽出]</p> <p>H21年度の指定に向けた取り組みとして次のスケジュールで候補樹木の抽出を実施</p> <p>H21年6月～7月 お気に入りの樹木の写真を市民より募集し、98件の応募</p> <p>H21年8月 市民より募集した写真の樹木を対象に、お気に入りの樹木の投票を実施。3日間で479人が投票</p> <p>H21年10月 上位16件の樹木を対象に、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館検討委員に対し、自然特性等からの特徴の評価を依頼</p> <p>H22年度の指定に向けた取り組みとして次のスケジュールで候補樹木の抽出を実施</p> <p>H22年6月～7月 お気に入りの樹木の写真を市民より募集し、50件の応募</p> <p>H22年8月 市民より募集した写真の樹木を対象に、お気に入りの樹木の投票を実施。4日間で506人が投票</p> <p>H22年10月 上位10件の樹木を対象に、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会に対し、自然特性等からの特徴の評価を依頼</p>				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> 「みどり」以外の景観資源の種類の指定方法の検討 指定済みのちがさき景観資源を活かす活動の実施 				

表彰、支援

事業の進行状況				
事業名	表彰、支援			
事業概要	<p>表彰制度の見直しを行い、対象となる活動等の表彰基準を定め、優れた施設デザイン、まち並み、景観まちづくりの活動、提案など表彰対象を部門別に設定するなど、景観まちづくりの及ぼす対象を広く普及・認知します。</p> <p>また、良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体に要件を満たす団体を景観まちづくり協議会として認定、又は景観まちづくり市民団体として登録し、それらの団体が行う活動を支援します。</p>			
活動目標	表彰、支援の実施			
スケジュール	前期 (H20～H22)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H29)	
	予定	見直しにより、景観計画施行時から運用		
スケジュール	実績			
	実施状況	<p>[表彰]</p> <ul style="list-style-type: none"> 表彰基準の設定には至っておらず、表彰についても未実施 <p>[支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり市民団体への登録 7件 (H20新規登録: 1件、H21新規登録: 2件、H22新規登録: 0件) 景観まちづくり市民団体への景観まちづくりアドバイザーの派遣 1件 市民団体等への説明会等の実施 9回 (H20: 2回、H21: 3回、H22: 4回) 		
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 22千円
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 表彰制度とちがさき景観資源の指定制度との間で、どのように棲み分けを行うか整理した上で、表彰基準を設定する必要がある。 			
付帯する取り組みの実施状況				
<p>[景観まちづくり市民団体による取り組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観まち歩きマップ(浜之郷・矢畑編、円蔵・西久保・鶴が台編)の製作等(まち景まち観フォーラム・茅ヶ崎) まち浄化・歩行たばこ・ポイ捨て防止啓発事業の実施等(茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり推進会) はまけい・烏帽子岩エコツーリズムガイド「えぼし岩のひみつ」の作成等(茅ヶ崎・浜景観づくり推進会議) 歴史的建造物(茅ヶ崎館)を活用した活弁映画上映会の実施等(茅ヶ崎の文化景観を育む会) 景観まちづくりアドバイザー派遣によるラチエン通りの良好な景観形成活動の検討、グリーンカーテン設置によるエコ活動や植栽活動の実施等(ラチエン通りの安全・安心を進める会) 茅ヶ崎湘南海岸公園 子ども夢プランの提案等(茅ヶ崎トラストチーム) 松風台の住み心地についてのアンケート及び学習会の実施等(松風台住環境を考える会) 				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> 表彰基準の設定 市民団体等への継続的な支援の実施 				

地区指定標示板設置

事業の進行状況					
事業名	地区指定標示板設置				
事業概要	<p>特に先導的かつ重点的に良好な景観の形成を図る必要がある特別景観まちづくり地区に指定した地区の周知啓発を行うため、指定地区内の街路灯や路面に特別景観まちづくり地区である旨を示した表示板を設置します。</p> <p>茅ヶ崎市景観計画施行前の取組として、H13年に特別景観まちづくり地区に指定された茅ヶ崎駅北口周辺地区には、H17年に7か所、H19年に4か所表示板を設置してきました。</p>				
活動目標	表示板の設置				
スケジュール	前期 (H20～H22)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H29)		
	予定				
	実績				
実施状況	<p>[H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内道路 4箇所に表示板を設置 				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	400千円
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
<p>[地区の緑化]</p> <p>茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内の景観重要道路沿道に植樹 植樹箇所：4箇所 (H20：1箇所、H21：3箇所) 事業費：1,857千円 (H20：420千円、H21：1,437千円)</p>					
今後のスケジュール					
<ul style="list-style-type: none"> 新規指定された特別景観まちづくり地区2地区について、標示板のデザイン及び設置箇所を検討 					

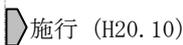
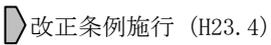
(6) 推進体制

(仮称) まちづくりセンター

事業の進行状況				
事業名	(仮称) まちづくりセンター			
事業概要	市民・事業者・行政の連携による総合的なまちづくりを進めるためには、景観・環境・みどり・都市計画など個々のまちづくり施策や制度を総合的に展開する組織が必要であるとともに、シンクタンク的な要素も不可欠になります。茅ヶ崎市のまちづくりを総合的に捉え、専門的な知識の裏付けをもって事業を展開することによって、行政だけでは為し得ない住民主導型のきめ細かなまちづくりを持続的に推進するため(仮称)まちづくりセンターの設立を目指します。			
活動目標	(仮称) まちづくりセンターの設立			
スケジュール		前期 (H20～H22)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H29)
	予定	基金の設立を含めた仕組み検討		設立
	実績	資料収集・検討		
実施状況	[H21] ・事例収集及び資料収集 ・まちづくりセンターに関する研修会への参加 1回 [H22] ・事例収集及び資料収集			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成でなかった	事業費 —
事業遂行上の課題	・現在の市の業務と(仮称)まちづくりセンターの業務との棲み分けの検討 ・市民が(仮称)まちづくりセンターに求める機能の把握			
付帯する取り組みの実施状況				
[景観整備機構の指定に向けた取り組み] ・神奈川県建築士会主催の景観整備機構検討会に参加し、景観整備機構の役割等について検討				
今後のスケジュール				
・先進事例での、市の業務と(仮称)まちづくりセンターの業務との棲み分けの把握 ・茅ヶ崎市での(仮称)まちづくりセンターに求められる機能とそれを担う組織形態の検討 ・経済的支援が必要なまちづくり活動の想定及び財源の検討				

(7) 条例整備

茅ヶ崎市景観条例

事業の進行状況				
事業名	茅ヶ崎市景観条例			
事業概要	<p>茅ヶ崎市では H12 年より茅ヶ崎市景観まちづくり条例に基づき建築物の建築等、工作物の建設等の規制誘導を行ってきました。H16 年の景観法の施行に伴い、景観法に基づく規制・誘導を行うことが可能となると共に、罰則の適用が可能となりました。茅ヶ崎市では景観法に基づく規制・誘導を行うため、景観法の委任条例の側面及び自主条例の側面を併せ持つ茅ヶ崎市景観条例を制定し、景観計画の運用の開始に合わせて施行します。</p> <p>茅ヶ崎市景観条例は特別景観まちづくり地区の指定に伴う建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の届出対象行為の変更等に応じて適宜改正します。</p>			
活動目標	茅ヶ崎市景観条例の制定及び改正			
スケジュール	前期 (H20~H22)	中期 (H23~H25)	後期 (H26~H29)	
	予定 公布 (H20.7) 			
	実績 施行 (H20.10) 	改正作業 	改正条例施行 (H23.4) 	
実施状況	<p>[H20]</p> <ul style="list-style-type: none"> H20年7月1日付けで茅ヶ崎市景観条例を公布、H20年10月1日付けで茅ヶ崎市景観条例施行 [H22] 浜見平地区及び茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区の特別景観まちづくり地区の指定に伴い、H22年12月20日付けで茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条例を公布、H23年4月1日付けで施行 			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成でなかった	事業費
事業遂行上の課題	—			
付帯する取り組みの実施状況				
特になし				
今後のスケジュール				
<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の改訂等、必要に応じて改正 				

(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例

事業の進行状況					
事業名	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例				
事業概要	茅ヶ崎市ではH10年より神奈川県屋外広告物条例の事務委任を受け、屋外広告物の許可事務等を実施してきました。H16年の屋外広告物法の改正により景観行政団体である市町村は、それぞれの市町村の状況に応じた屋外広告物の規制・誘導を行うために、独自の屋外広告物条例を制定することができるようになりました。茅ヶ崎市もH18年に景観行政団体に移行したことに伴い、地域の実情に応じた規制・誘導を行うため(仮称)茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定します。				
活動目標	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例の制定				
スケジュール	前期 (H20~H22)	中期 (H23~H25)	後期 (H26~H29)		
	予定 				
実績					
実施状況	[H21] ・ 屋外広告物等現況調査業務委託の実施 [H22] ・ 説明会の実施 (パブリックコメント時：3回、施行前3回) ・ パブリックコメントの実施 (8月3日～9月2日) ・ 地方検察庁協議 ・ 屋外広告物規制図作成委託の実施 ・ H22年12月20日付けで茅ヶ崎市屋外広告物条例公布、H23年4月1日付けで施行				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成でなかった	事業費	4,913千円
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
[神奈川県屋外広告物条例に基づく許可事務の実施]					
H20	新規：126件	継続：3,378件			
H21	新規：811件	継続：3,118件			
H22	新規：266件	継続：3,002件			
[貼り紙、貼り札等の違反屋外広告物の簡易除却の実施]					
H20	委託業者による除却：1,519件	職員による除却：440件	除却協力員による除却：22件	事業費 1,216千円	
H21	委託業者による除却：934件	職員による除却：160件	除却協力員による除却：74件	事業費 1,204千円	
H22	委託業者による除却：1,731件	職員による除却：152件	除却協力員による除却：45件	事業費 1,122千円	
今後のスケジュール					
<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づく許可事務を行い、屋外広告物を規制・誘導 貼り紙、貼り札等の違反屋外広告物の簡易除却の実施 					

3 満足度評価（市民アンケート）

3 満足度評価（市民アンケート）

景観計画では、景観そのものを定量的に把握することは困難であるとし、「茅ヶ崎市の景観について市民がどのように感じているかを市政アンケート等を活用して時系列的に計り、その数値を景観まちづくりの目標値設定に活用」することが位置付けられています。アンケート調査の結果を経年比較することにより、市が実施している施策に対する市民の意識の検証を行いました。

景観計画では景観まちづくりの評価指標として「景観への関心の有無」、「緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲」、「景観阻害要因」を設定するとともに、景観に対する満足度評価を実施することが位置付けられており、それぞれの項目を経年で比較しました。なお、「緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲」及び「景観阻害要因」については、アンケート調査の質問数の関係から隔年での実施となっています。

アンケート調査については、H20、H21、H22年度実施の市政アンケートにより把握しました。

表 8 満足度評価（市民アンケート）一覧

	評価指標	基準値	実績値	目標値 (H29)	H22年度末の 達成状況	該当 ページ	
(1)	景観に「満足している/どちらかという満足している」人の割合	33.9% (H20)	34.6% (H22)	-	進捗が見られる	38	
(2)	景観に「関心がある/ある程度関心がある」人の割合	86.4% (H18)	78.1% (H22)	H18年度値 (86.4%)を維持	未達成	39	
(3)	緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲 「参加したい」人の割合	6.6% (H18)	8.0% (H21)	10%以上	未達成だが、 進捗が見られる	40	
(4)	景観 阻害 要因	ゴミ・落書きを景観 阻害要因と感じる 人の割合	50.5% (H18)	43.7% (H22)	45.5%以下 (5%以上の減少)	達成	41
		放置自転車を景観 阻害要因と感じる 人の割合	24.6% (H18)	31.4% (H22)	19.6%以下 (5%以上の減少)	未達成	41
		乱立した広告・看板 を景観阻害要因と 感じる人の割合	18.7% (H18)	14.7% (H22)	13.7%以下 (5%以上の減少)	未達成だが、 進捗が見られる	41

表 9 市政アンケートの概要

調査名称	調査対象	調査方法	標本数	有効回収数	有効回収率
平成20年度 市政アンケート	市内に居住する満20歳以上の男女個人	郵送調査法	3,000人	1,816件	60.5%
平成21年度 市政アンケート	市内に居住する満20歳以上の男女個人	郵送調査法	3,000人	1,897件	63.2%
平成22年度 市政アンケート	市内に居住する満20歳以上の男女個人	郵送調査法	3,000人	2,139件	71.3%

(1) 景観への満足度

景観への満足度は景観計画及び茅ヶ崎市景観条例が施行した H20 年度時点では「満足している」、「どちらかという満足している」の合計は 33.9%であったのに対し、H22 年度時点では 34.6%であり、満足と感じている人の割合は 0.7%増加しています。一方、「不満である」、「どちらかという不満である」の合計は H20 年度時点では 28.1%であったのに対し、H22 年度時点では 26.1%であり、不満と感じている人の割合は 2%減少しており、全体的に満足と感じている人の割合が増加し、不満と感じている人の割合は減少しています。

表 10 景観への満足度の進捗状況

評価指標	基準値 (H20)	実績値 (H22)	H22 年度末の 進捗状況
景観に「満足している/どちらかという満足している」人の割合	33.9%	34.6%	進捗が見られる

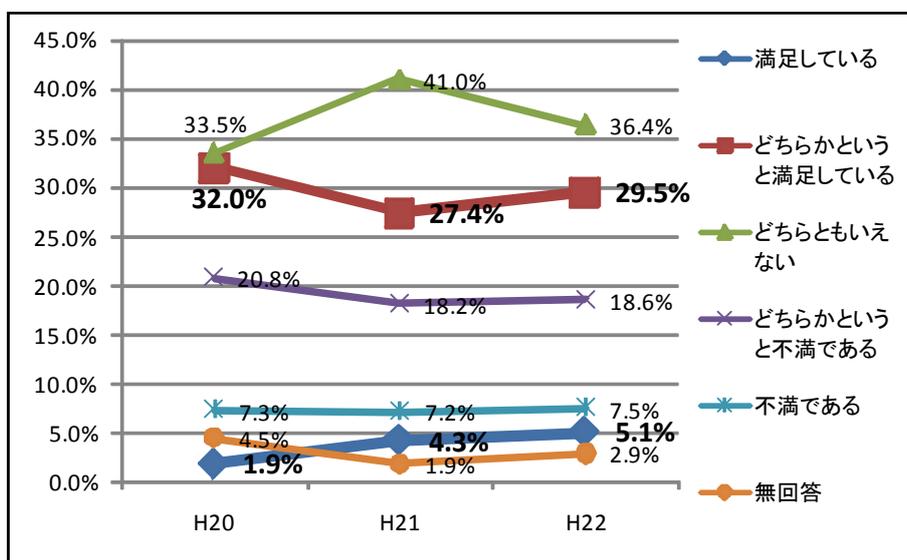


図 2 景観への満足度の推移

(2) 景観への関心

景観への関心はH18年度の値を基準とし、そこで「関心がある」、「ある程度関心がある」とした人の割合の合計値を維持することを目標として掲げています。H22年度の実績値は78.1%であり、目標値よりも下回っています。

H18年度は海岸で高層マンションの建設が計画された時期であり、景観への関心が高かったと推察されます。H20年度になると一時関心が低くなっています。しかし、その後「関心がある」が増加する一方で、「どちらかというに関心がない」が減少傾向にあり、「関心がある」、「どちらかというに関心がある」の合計は増加の傾向にあります。

表 11 景観への関心の達成状況

評価指標	基準値 (H18)	実績値 (H22)	目標値 (H29)	H22年度末の 目標の達成状況
景観に「関心がある、ある程度関心がある」 人の割合	86.4%	78.1%	H18年度値 (86.4%)を維持	未達成

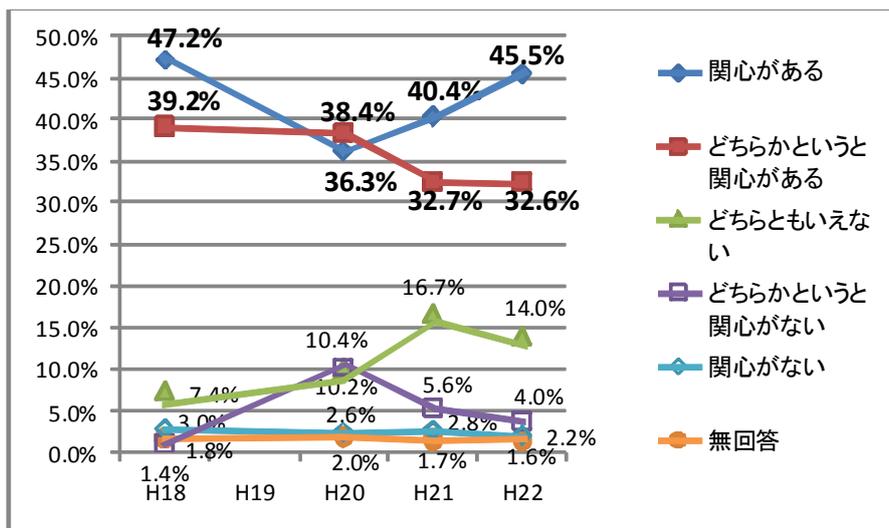


図 3 景観への関心の推移

(3) 緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲

緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲は「参加したい」とする人の割合を10%以上とすることを目標値として掲げています。H21年度時点では「参加したい」とする人の割合が8.0%で、H18年度と比較して増加しており、目標値には至っていないものの、目標到達に向けた進捗が見られます。

これらに対する取り組みとして、市では緑化教室を毎年1～2回、歴史的建造物への理解を深める機会として、ちがさき文化景観祭をH20年度、H21年度にそれぞれ1回、H22年度には文化景観セミナーを2回実施してきました。

表12 緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲の達成状況

評価指標	基準値 (H18)	実績値 (H21)	目標値 (H29)	H22年度末の 目標の達成状況
緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲 「参加したい」人の割合	6.6%	8.0%	10%以上	未達成だが、進捗が見られる

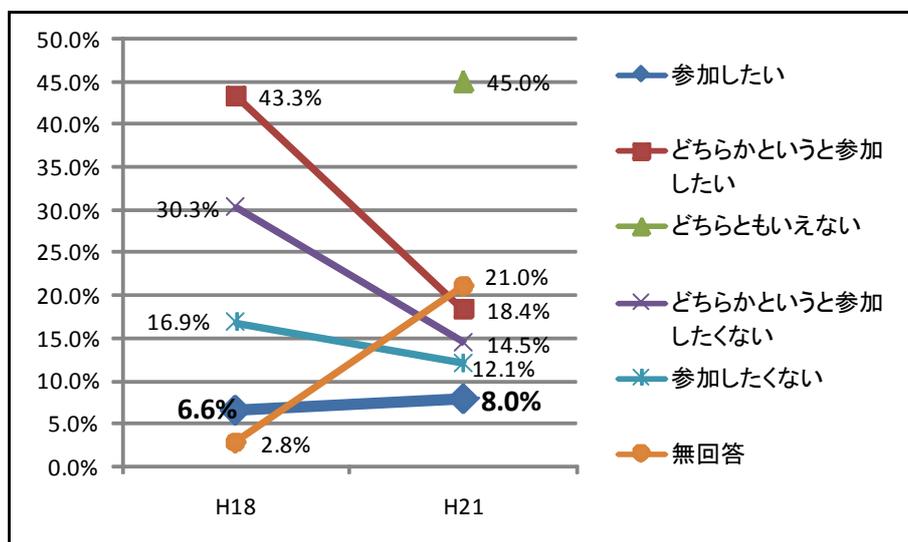


図4 緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲の推移

(4) 景観阻害要因

景観阻害要因は「ゴミ・落書き」を景観阻害要因と感じる人の割合、「放置自転車」を景観阻害要因と感じる人の割合、「乱立した広告・看板」を景観阻害要因と感じる人の割合をそれぞれ H18 年度から 5%以上の減少を目標値として掲げています。

「ゴミ・落書き」を景観阻害要因と感じる人の割合は、H22 年度に 43.7%と 6.8%減少しており、目標が達成されています。「ゴミ・落書き」に対する市の取り組みとしては、毎年 2 回（うち 1 回は茅ヶ崎市自治会連絡協議会と共催）で美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を実施しています。

「放置自転車」を景観阻害要因と感じる人の割合は、H22 年度に 31.4%と 6.8%増加しており、H22 年度時点では施策の実施に対する市民意識の変化は見られません。「放置自転車」に対する市の取り組みとしては、茅ヶ崎駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、年間 5000 台以上の自転車を撤去しています。また H23 年 7 月より撤去した自転車の引き取りを有料化し、放置自転車の減少を目指します。

「乱立した広告・看板」を景観阻害要因と感じる人の割合は、H22 年度に 14.7%と 4%減少しており、目標値には至っていないものの、目標達成に向けた進捗が見られます。「乱立した広告・看板」に対する市の取り組みとしては、H23 年度より施行した茅ヶ崎市屋外広告物条では屋外広告物の表示又は設置の基準の見直しを行い、乱立した広告・看板の減少を目指します。

表 13 景観阻害要因 「ゴミ・落書き」、「放置自転車」、「乱立した広告・看板」の達成状況

評価指標	基準値 (H18)	実績値 (H22)	目標値 (H29)	H22 年度末の 目標の達成状況
「ゴミ・落書き」を景観阻害要因と感じる人の割合	50.5%	43.7%	45.5%以下 (5%以上の減少)	達成
「放置自転車」を景観阻害要因と感じる人の割合	24.6%	31.4%	19.6%以下 (5%以上の減少)	未達成
「乱立した広告・看板」を景観阻害要因と感じる人の割合	18.7%	14.7%	13.7%以下 (5%以上の減少)	未達成だが、進捗が見られる

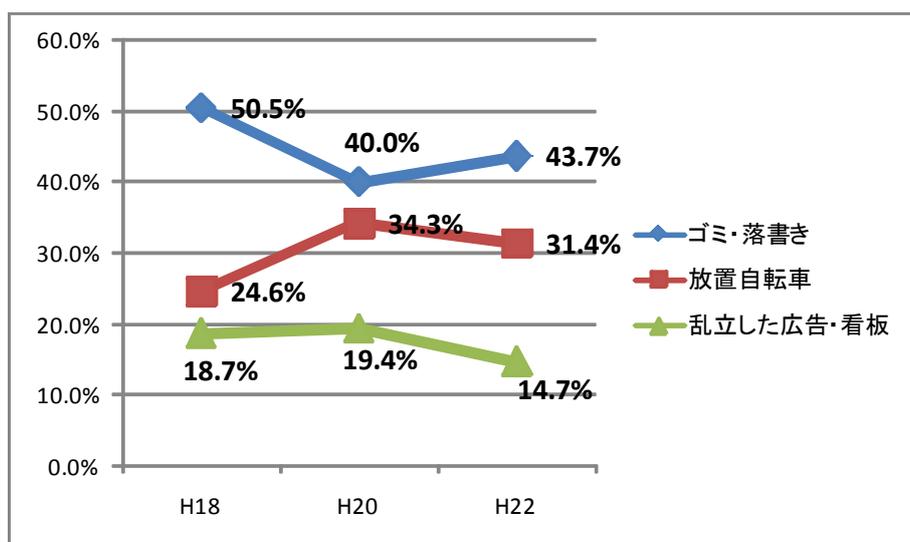


図 5 景観阻害要因の推移

4 景観ポイントの定点観測

4 景観ポイントの定点観測

茅ヶ崎市景観計画では、景観ゾーンや景観ベルトの特質をよくあらわしている特徴的な地点27箇所を景観ポイントとして定め、景観まちづくりの評価地点として定点観測により景観の経年変化を評価することを位置付けています。景観ポイントの定点観測による評価では、それぞれの景観ポイントで行われた市民、事業者、行政による事業を整理するとともに、ハード面での事業により景観に変化の生じた「芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺」、「行谷字広町」、「松林」、「鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮」、「相模川河畔」、「柳島」の6箇所については、景観計画施行時との写真の比較を行い、その事業を検証しました。

表 14 景観ポイントごと景観形成方針と事業の一覧

	景観ポイント	景観形成方針	景観ポイントでの事業 〔凡例 ■ 市の事業 ● 市民、事業者の事業 ◆ その他の主体の事業 ※景観に大きな影響を与える目立った事業がない場合は「－」と表示しています。〕
北部丘陵地域景観ゾーン	芹沢字台田・城ノ腰	谷戸の自然全体の保全	－
	芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺	みどりの自然拠点としての景観の保全と創出	◆公園内のトイレ等を建築
	芹沢字大久保	文教福祉施設と調和した自然景観の形成	－
	行谷字広町	田園と水辺を活かしたみどりの景観の形成	●耕作放棄地となっていた水田の一部で農地造成
	下寺尾字西方	歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成	－
	堤・浄見寺周辺	田園緑地を活かしたみどりの景観の形成	－
	堤・清水谷	市民の森を活かしたみどりの景観の形成	■特別緑地保全地区の指定に向けた取組みの実施
	堤・湘南ライフタウン	成熟した住宅地の景観の形成	－
	赤羽根字十三図	多様なみどりの自然景観の形成	－
	甘沼字長谷	みどりの自然拠点としての景観の形成	●開発行為に伴い既存の緑の保全及び移植に向けた協議
	赤羽根字三～五図	斜面緑地を活かしたみどりの景観の形成	－
中部地域景観ゾーン	みずき	水辺や緑道を活かした明るい住宅地景観の形成	■地区計画の届出を受け、審査を継続して実施
	松風台	丘陵地のみどりと調和した住宅地景観の質の維持	●住環境を維持のための上乗せルール設定に向けた検討の実施
	(仮)西久保駅周辺	みどり豊かで落ちつきある駅前景観の形成	－
	西久保字大町	水辺を中心としたみどりに囲まれた景観の形成	－
	鶴が台	成熟したみどりとともにある住宅地景観の形成	－
	松林	市街地と一体となった田園景観の形成	●共同住宅の建築 ■菱沼八王子神社のタブノキを景観重要樹木に指定
	旧相模川橋脚	水辺の環境を活かした歴史文化ポイントの景観の形成	■旧相模川橋脚のソメイヨシノをちがさき景観資源に指定
	鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮	茅ヶ崎の歴史文化を活かした景観の再生	■鶴嶺八幡のイチョウを景観重要樹木に指定 ■鶴嶺八幡宮の松並木をちがさき景観資源に指定 ■鶴嶺八幡宮参道の整備を実施し、景観に配慮した車止

景観ポイント	景観形成方針	景観ポイントでの事業 〔凡例 ■ 市の事業 ● 市民、事業者の事業 ◆ その他の主体の事業 ※景観に大きな影響を与える目立った事業がない場合は「-」と表示しています。〕	
		め、街路灯等を設置	
相模川河畔	みどり豊かな水辺景観の形成	◆ 築堤工事に伴い河畔林の一部を移植	
中島	農地の保全と眺望に配慮した景観の形成	—	
海岸地域景観ゾーン	中海岸	公園と一体となったレクリエーション・防災に役立つみどりの景観の形成	—
	東海岸	既存のみどりや建物を活かした旧別荘地らしい住宅地の景観の形成	—
	鉄砲道沿道	散策やサイクリングが楽しくできるおしゃれな沿道の景観の形成	—
	汐見台	公園と一体となったみどりの景観の形成	—
	柳島	環境緑地の創出によるみどりの景観の形成	◆ 湘南海岸の養浜に利用する土砂の保管事業の実施 ◆ 保安林指定を一部解除し、相模川流域下水道左岸処理場内の交差点整備工事を実施
	菱沼海岸	自然環境再生・景観の修復	—

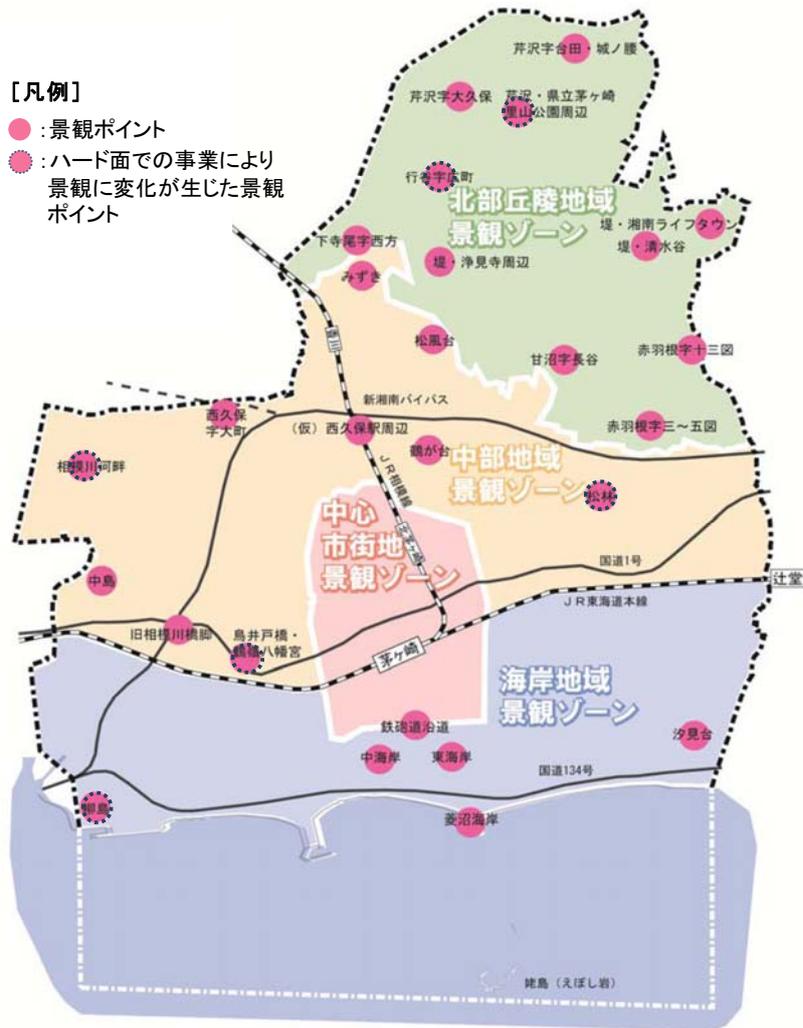


図 6 景観ポイントの位置

(1) 芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺

	H20	H22
基準となる地点		
事業が行われた箇所	—	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 基準となる地点での比較では、大きな変化は見られないが、公園管理者によるトイレ、四阿の整備が行われた。 • トイレ、四阿^{あずまや}の整備に際しては事前協議を行い、色彩は当該景観ゾーンの推薦色の範囲内とする等、景観の側面からの配慮を伝え、計画に反映された。 	

(2) 行谷字広町

	H20	H22
基準となる地点		
事業が行われた箇所	—	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 基準となる地点での比較では、大きな変化は見られないが、当該ポイントの一部で耕作放棄地となっていた水田で農地造成（約1ha）が行われた。 	

(3) 松林

	H20	H22
基準となる地点		
事業が行われた箇所	—	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 当該ポイントの一部で、5階建ての共同住宅の建築が行われた。 • 景観法の届出を受け、景観形成基準に沿って審査し、色彩、植栽等を指導した。 	

(4) 鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮

	H20	H22
基準となる地点		
事業が行われた箇所	-	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 基準となる地点の比較では確認できないが、鶴嶺八幡宮参道の整備事業を北から順に実施した。鶴嶺八幡宮参道の整備事業に際しては、道路管理者からの協議を受け、歩道のインターロッキング、車道の舗装、街路灯、車止めの色彩、交通標識の支柱の色彩に配慮した。 • 鶴嶺八幡宮のイチョウを景観重要樹木に指定 • 鶴嶺八幡宮参道の松並木をちがさき景観資源に指定 	

(5) 相模川河畔

	H20	H22
基準となる地点		
事業が行われた箇所	—	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 相模川の堤防の整備に伴い、河川管理者により河畔林を伐採、一部を移植 	

(6) 柳島

	H20	H22
基準となる地点		
活動が行われた箇所	—	
活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 海岸管理者による養浜土砂の保管が行われている。 • 景観ポイントの一部で、保安林の指定を解除し、神奈川県により相模川流域下水道左岸処理場への交差点整備工事を実施中 	

5 茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申

5 茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申

市による茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）実施事業評価を受け、景観まちづくり審議会が茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）の取り組みを第三者機関として検証します。検証は景観計画P8-7、8のスケジュールメニューに前期（H20～H22）に実施することが位置付けられている施策を対象にしました。

検証は、茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）報告書（案）に対する諮問への答申により行い、56～62ページで答申書に示された景観まちづくり審議会としての検証結果を示しています。なお、景観まちづくり審議会からの答申のうち検証の対象となっている施策に該当しないものについては、その他として63ページに示しました。

表 15 景観まちづくり審議会による検証と市による評価結果一覧

景観まちづくり審議会による検証				(参考) 市による評価		
施策		前期実績 に対する 評価	該当 ページ	事業	前期実績 に対する 評価	該当 ページ
地区等 の 指定	特別景観 まちづくり地区	A	56	茅ヶ崎駅北口周辺地区	A	17
				茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区	A	18
				浜見平地区	A	19
	景観重要 公共施設	B	57	道路	B	20
				公園	B	21
				茅ヶ崎海岸	A	22
				茅ヶ崎漁港	A	23
景観重要建造物	B	58	景観重要建造物	B	24	
景観重要樹木	A	59	景観重要樹木	A	25	
景観計画運用事業		A	60	景観模擬実験	A	26
				景観チェックシート	A	27
				景観まちづくりアドバイザー	A	28
				ちがさき景観資源	A	29
				表彰、支援	B	30
				地区指定標示板設置	A	31
推進体制	C	61	(仮称) まちづくりセンター	B	32	
条例整備		A	62	茅ヶ崎市景観条例	A	33
				(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例	A	34

(1) 特別景観まちづくり地区

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	特別景観まちづくり地区	事業名	茅ヶ崎駅北口周辺地区 茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区 浜見平地区
審議会からの意見	<p>[事業の実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき実施されていることを評価する。特に、茅ヶ崎駅北口周辺地区の取り組み実績は年々件数が増加しており、今後も期待される。 特別景観まちづくり地区の標示があちこちで見かけられ、市の積極的な姿勢が感じられる。 付帯する取り組みとして実施されている景観重要道路への街路樹の植樹が評価できる。ただ、景観や木陰の涼しさなどを見込んで大きく成長するものを選ぶなど、樹木の種類を考慮してほしい。 <p>[今後の展開に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に特別景観まちづくり地区に指定されている地区では、来訪者にも特別景観まちづくり地区の周知ができるとよい。 茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区の付帯的取り組みであるイベントを、継続して実施・支援していくことが望まれる。 浜見平地区では景観の規制・誘導を行いながらさらに、団地の全国的なモデルとなるような環境を創ることを目指してほしい。 特別景観まちづくり地区の指定の拡大が望まれる。特に辻堂駅西口周辺地区や茅ヶ崎駅南口周辺地区で開発が進行しているので、景観をコントロールするためにも早期の指定を検討する必要がある。 		
前期実績に対する評価	<p>A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった</p>		

(参考) 市による茅ヶ崎市景観計画前期 (H20~H22) 実施事業評価					
施策名	事業名	前期実績に対する評価			該当ページ
特別景観まちづくり地区	茅ヶ崎駅北口周辺地区	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	17
	茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	18
	浜見平地区	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	19

(2) 景観重要公共施設

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	景観重要公共施設	事業名	道路 公園 茅ヶ崎海岸 茅ヶ崎漁港
審議会からの意見	<p>[事業の実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、公園については諸条件により一部達成、茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港は達成できたと評価する。 <p>[今後の展開に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設の指定の拡大が望まれる。 道路、公園について、事業の進行と共にそれがまちづくりに活用されることを期待する。道路については新規指定を円滑に進め、公園については防災上の機能や県立公園との連携を考慮しながらの新規指定が望まれる。 		
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった

(参考) 市による茅ヶ崎市景観計画前期 (H20~H22) 実施事業評価					
施策名	事業名	前期実績に対する評価			該当ページ
景観重要公共施設	道路	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	20
	公園	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	21
	茅ヶ崎海岸	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	22
	茅ヶ崎漁港	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	23

(3) 景観重要建造物

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	景観重要建造物	事業名	景観重要建造物
審議会からの意見	<p>[事業の実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> この施策に関連する事業は着実に行われておりその部分については評価するが、対象建造物の抽出・指定には至っておらず、具体的指定に至らない要因の検証を行いながら事業の進捗が望まれる。 <p>[今後の展開に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象建造物は個人の持ち物であると同時に市民の共有の財産とも言えるので、所有者に対する配慮をしながらも、市民が景観重要建造物について知り、歴史を理解できるようにするために周知の機会を定期的に計画することが望まれる。 		
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった

(参考) 市による茅ヶ崎市景観計画前期 (H20~H22) 実施事業評価			
施策名	事業名	前期実績に対する評価	該当ページ
景観重要建造物	景観重要建造物	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	24

(4) 景観重要樹木

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	景観重要樹木	事業名	景観重要樹木
審議会からの意見	<p>[事業の実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> この施策は着実に実施され、樹木の写真を広く市民から募集する等その指定プロセスも高く評価する。 <p>[今後の展開に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観重要樹木の新規指定を行い、新しい価値を見出す等より一層の進捗が望まれる。 景観重要樹木の周知の機会を定期的に計画することが望まれる。 		
前期実績に対する評価	<p>A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった</p>		

(参考) 市による茅ヶ崎市景観計画前期 (H20~H22) 実施事業評価			
施策名	事業名	前期実績に対する評価	該当ページ
景観重要樹木	景観重要樹木	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	25

(5) 景観計画運用事業

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	景観計画運用事業	事業名	景観模擬実験 景観チェックシート 景観まちづくりアドバイザー ちがさき景観資源 表彰、支援 地区指定標示板設置
審議会からの意見	<p>[事業の実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出は、年々実施件数も増えており、確実に実施されている。 景観模擬実験は、問題点を明確に提示することができるため評価できる。 <p>[今後の展開に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 表彰制度については、その基準を早期に明確にすることが望まれる。 ちがさき景観資源については、建造物や樹木以外の景観資源の抽出についての方策を検討する必要がある。 景観計画の運用にあたっては市民に対する周知が重要であり、地域住民にちがさき景観資源として指定されたことを広く知ってもらうためにさらに広報活動を行うこと、地区指定標示板設置について早期に設置を図ること、景観模擬実験によるシミュレーションの成果をまとめ活用していくことが望まれる。 景観計画の運用にあたっては、茅ヶ崎らしさや地域性を意識した指導や誘導が望まれる。 		
前期実績に対する評価	<p>A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった</p>		

(参考) 市による茅ヶ崎市景観計画前期 (H20~H22) 実施事業評価			
施策名	事業名	前期実績に対する評価	該当ページ
景観計画運用事業	景観模擬実験	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	26
	景観チェックシート	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	27
	景観まちづくりアドバイザー	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	28
	ちがさき景観資源	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	29
	表彰、支援	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	30
	地区指定標示板設置	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	31

(6) 推進体制

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	推進体制	事業名	(仮称) まちづくりセンター
審議会からの意見	<p>[事業の実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりセンターは、具体的な役割がまだ明らかではなく、検討の内容も見えない。重要な事業であるが、情報の発信が不十分である。 <p>[今後の展開に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり」の言葉の意味があいまいであるため、センター設立に対して、対象や業務範囲を十分に検討する必要がある。 先駆事例でも運用財源や市民参加のあり方などで問題も多い。他の地方公共団体での事例も参考にしながら、多方面からの検討が進められている状況だと思われるが、早期の実現を期待する。 		
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった

(参考) 市による茅ヶ崎市景観計画前期 (H20~H22) 実施事業評価					
施策名	事業名	前期実績に対する評価			該当ページ
推進体制	(仮称) まちづくりセンター	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	32

(7) 条例整備

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	条例整備	事業名	茅ヶ崎市景観条例 (仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例
審議会からの意見	<p>[事業の実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の除却において大きな成果があり、確実に実施されていると思われることから評価できる。 <p>[今後の展開に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 順調に進んでおり、適正な運用と改正が望まれる。 条例の運用にあたっては、実務の中で茅ヶ崎らしさや地域性を意識した指導や誘導が望まれる。 今後の運用にあたっては、市民への周知をはかるため、資料を広く配布することが望まれる。 景観ポイント等における屋外広告物は早期に是正の対応をしていく必要がある。 		
前期実績に対する評価	<input checked="" type="checkbox"/> A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		

(参考) 市による茅ヶ崎市景観計画前期 (H20~H22) 実施事業評価			
施策名	事業名	前期実績に対する評価	該当ページ
条例整備	茅ヶ崎市景観条例	<input checked="" type="checkbox"/> A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	33
	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例	<input checked="" type="checkbox"/> A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	34

(8) その他

景観まちづくり審議会による検証	
施策名	その他
審議会からの意見	<p>[今後の展開に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none">• 景観重要公共施設に指定されている施設だけではなく、指定されていない公共施設においても、車止め等の色彩が周囲の景観と調和するよう配慮することが望まれる。• 茅ヶ崎らしい景観の骨格をなす中海岸・東海岸の旧別荘地域の景観に関して、何らかの施策の検討を行うことが望まれる。

茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）報告書

平成24年（2012年）2月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 都市部景観みどり課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

